

山梨県公報

第二千八百六十四号

平成三十一年

二月二十八日

木曜日

目次

告示

○山梨県産業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額の一部改正……………五九

○道路の区域変更(三件)……………六一

○道路の供用開始……………六一

○道路の供用廃止……………六一

○有害図書類の指定……………六一

公告

○大規模小売店舗の所在地の変更の届出……………六二

○大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更の届出……………六三

○国土調査の成果の認証……………六三

○公共測量の実施(二件)……………六三

○土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………六四

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………六四

○開発行為に関する工事の完了について……………六四

企業局

○山梨県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程……………六四

○山梨県企業局事務委任規程の一部を改正する規程……………六四

人事委員会

○第九十三回(二十十九年度)山梨県警察官採用試験Aの実施について……………六五

告示

山梨県告示第三十八号

山梨県産業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額(昭和六十一年山梨県告示第百十六号)の一部を次のように改正し、平成三十一年三月一日から適用する。

平成三十一年二月二十八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1の表に次のように加える。

その他の機械器具又は設備	1時間 1件 1時間 1時間	耐久度試験機 熱特性分析装置 超促進耐久試験機 ICP発光分光分析装置	380円 1,970円 1,720円 4,560円
--------------	-------------------------	--	------------------------------------

素材、機械、電子及び化学	材料試験(表面分析)	1試料	表面分析 深さ方向分析	16,390円 29,510円
	エックス線回折試験	1試料	エックス線回折装置 による分析 定性分析 応力測定	2,330円 5,720円 7,800円
2の表中	電子顕微鏡試験(電子顕微鏡(EPM)による面線定性分析)	1試料	1成分 複成分	19,810円 24,760円
	非破壊試験	1件	エックス線透過試験 装置による像観察	860円

を

化学試験 (ICP発光分光法による定量分析)	1測定	測定波長領域 190nm～800nm 120nm～800nm	4,970円
	1件	エックス線CT装置によるスキヤン試験 (高分解能)	12,790円
化学試験 (ICP発光分光法による定量分析)	1測定	測定波長領域 190nm～800nm 120nm～800nm	6,420円
	1件	マイクログラフナーカスエックス線透視装置による像観察	1,010円

繊維 (ニット製品及びその原材料を除く。)	他の試験	1試料	耐水度試験	590円
素材、機械、電子及び化学	材料試験 (表面分析試験)	1試料	表面分析 深さ方向分析	16,390円 29,510円

電子顕微鏡試験 (電子顕微鏡 (EPMA) による面線定性分析)	1試料	1成分 複成分	エックス線回折装置による分析 定性分析 応力測定	2,330円 5,720円 7,800円
	1件	マイクログラフナーカスエックス線透視装置による像観察		1,010円
非破壊試験	1件	エックス線CT装置によるスキヤン試験		4,970円
	1件	エックス線CT装置によるスキヤン試験 (高分解能)		12,790円
化学試験 (ICP発光分光)	1測定	測定波長領域 190nm～800nm 120nm～800nm		6,420円 8,750円
	1件	マイクログラフナーカスエックス線透視装置による像観察		1,010円

に定める。

三 届出年月日 平成三十一年二月十九日
 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から平成三十一年六月二十八日まで

● 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十一年二月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名	住所
株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄	北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 ニトリ富士吉田店
 - (二) 所在地 山梨県富士吉田市下吉田六丁目六番二十五号
- 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出の図面のとおり 収容台数 二十八台	位置 届出の図面のとおり 収容台数 二十八台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出の図面のとおり 面積 百五十四平方メートル	位置 届出の図面のとおり 面積 百十六平方メートル
廃棄物等の保管施	位置 届出の図面のとおり	位置 届出の図面のとおり

設の位置及び容量	容量 三十五立方メートル	容量 二十七立方メートル
----------	--------------	--------------

- 3 変更する年月日 平成三十一年十月二十日
- 三 届出年月日 平成三十一年二月十九日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から平成三十一年六月二十八日まで

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成三十一年二月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 調査を行った者の名称 富士吉田市
- 二 調査を行った時期 平成二十四年五月二十五日から平成二十六年三月三十一日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 富士吉田市上吉田、下吉田東一丁目の各一部
- 五 認証年月日 平成三十一年二月二十二日

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により南アルプス市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年二月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（道路台帳作成）
- 二 測量の地域 南アルプス市の一部
- 三 測量の期間 平成三十年九月五日から平成三十一年三月十五日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により甲府市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年二月二十八日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 測量の種類 公共測量（道路台帳作成）
 - 二 測量の地域 甲府市の一部
 - 三 測量の期間 平成三十一年二月十五日から同年三月二十九日まで

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可
 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。
 平成三十一年二月二十八日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 組合の名称 上野原市上野原駅南土地区画整理組合
 - 二 事業施行期間 平成二十六年年度から平成三十二年年度まで
 - 三 施行地区 上野原市大字新田字篠久保、宇川井田、字稲干場、字腰巻及び字清水の各一部
 - 四 事務所の所在地 上野原市上野原三千八百三十二番地 上野原市役所内
 - 五 設立認可の年月日 平成二十七年三月二十三日
 - 六 変更認可の年月日 平成三十一年二月二十一日

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
 平成三十一年二月二十八日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 笛吹市春日居町鎮目字南河原二の一、三の一、三の四から三の六まで、十の一部及び十一並びに水の一部、字小島田二の五及び百四十七の二十七、字的場五百七十一の十三及び五百七十五の十並びに字小御堂五百七十九の一、五百七十九の三、五百八十三の一、五百八十七の二、六百三十三の七及び六百三十六の四並びに石和町山崎字伊勢宮百三十四の一の一部、百三十五、百三十五の二、百三十九の四の一部、百三十九の六、百三十九の七及び百四十一の五の区域
 - 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
---------	--------

水路 次図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）
 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 笛吹市石和町山崎百八十二番地 株式会社小林リース 代表取締役 小林行夫

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
 平成三十一年二月二十八日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 富士吉田市上吉田字唐松入四千八百三十八番一の一部の区域
 - 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 富士吉田市上吉田四千八百三十八番地 株式会社タケエイグリーンリサイクル 代表取締役 秋庭勉

企業局

山梨県企業局管理規程第一号
 山梨県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 平成三十一年二月二十八日

山梨県公営企業管理者 宮 澤 雅 史

山梨県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程
 山梨県企業局事務決裁規程（昭和四十三年山梨県企業局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。
 別表第一第十七号中「石和温泉給湯受給権」を「石和温泉の給湯の停止及び給湯受給権」に改め、「承認（一）の下に「受給者からの申出による契約の解除及び」を加え、「及び給湯装置工事指定店の決定」を削る。

附則
 この規程は、平成三十一年三月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第二号
 山梨県企業局事務委任規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年二月二十八日

山梨県公営企業管理者 宮 澤 雅 史

山梨県企業局事務委任規程の一部を改正する規程

山梨県企業局事務委任規程（昭和四十三年山梨県企業局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号中「承認（）」の下に「受給者からの申出による契約の解除及び」を、「限る。」の下に「及び給湯装置工事指定店の指定」を加える。

附 則

この規程は、平成三十一年三月一日から施行する。

人事委員会

● 第九十三回（二十十九年度）山梨県警察官採用試験Aの実施について

第九十三回（二十十九年度）山梨県警察官採用試験Aを次のとおり実施する。

平成三十一年二月二十八日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	区分	採用予定人員	職務内容
警察官 A	男性	34名程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、その他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。
	女性	7名程度	

2 受験資格

(1) 受験できる者

ア 年齢、性別及び学歴

試験職種	区分	年齢及び性別	学歴
警察官 A	男性	昭和61年4月2日以後に生まれた男性	学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成32年（2020年）3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者
	女性	昭和61年4月2日以後に生まれた女性	

※ 「これと同等以上の学力があると認める者」の例

- ・ 気象大学校大学部（修業年限4年のものに限る。）、海上保安大学校本科、防衛大学校等を卒業した者又は卒業見込みの者
- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（旧独立行政法人大学評価・学位授与機構を含む）から学士の学位を授与された者又は授与される見込みの者
- ・ 外国における大学等を卒業（通算修学年数が16年以上となるものに限る。）した者又は卒業見込みの者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に該当する者（次のいずれかに該当する者）

- ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験案内の配布及び受付期間等

(1) 試験案内配布開始日 3月14日(木)

(2) 受付場所、受付期間及び受付時間

区分	受付場所・送付先	受付期間	受付時間等
持参	山梨県内各警察署	3月14日(木)から 4月12日(金)まで (土曜日、日曜日及び祝日を含む。)	午前8時30分から午後5時15分まで
		3月14日(木)から 4月12日(金)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)	
郵送	山梨県警察本部警務課	3月14日(木)から 4月12日(金)まで	4月12日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。
インターネット		3月14日(木)から 4月5日(金)まで	4月5日(金)の午後5時15分までに受信したものに限り。 〔期間中常時受付〕

4 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
第1次試験	5月12日(日) (教養試験・論文試験) (受付時間) 午前8時30分から午前8時50分まで	甲府市内 (試験会場は、決定次第、山梨県ホームページ等に公表するとともに、受験票に明記して受験者に通知する。)
第2次試験	5月25日(土) (集団面接)	県庁防災新館 (甲府市丸の内一丁目6-1)
	5月26日(日) (適性検査・身体検査(1回目)・体力試験)	山梨大学甲府キャンパス (甲府市武田四丁目4-37)
第3次試験	6月24日(月)～6月25日(火)のうち指定する1日 (身体検査(2回目))	山梨病院 (甲府市朝日三丁目11-16)
	7月8日(月)～7月9日(火)のうち指定する1日 (個別面接)	県庁防災新館 (甲府市丸の内一丁目6-1)

5 試験方法

区分	試験種目	配点	内容
第1次試験	教養試験	40点	警察官として必要な一般的知識及び知能について、大学で履修した程度の筆記試験を行う。五肢選択式により50題出題する。 【出題分野】 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、 数的推理、資料解釈 【試験時間】150分
	資格加点	武道 5点 英語 5点	警察官の職務遂行に有用な資格等の所有者に対し、加点を行う（別掲1）。
第2次試験	身体検査（1回目）	—	職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて、検査を行う（検査項目別掲2）。
	体力試験	20点	職務遂行上必要な体力について、実地試験を行う。 ○スポーツ庁が定める新体力テスト実施要項に基づき実施する。 【試験項目】握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、 20mシャトルラン（往復持久走）、立ち幅とび ○公益財団法人日本スポーツ協会が定める運動適性テスト実施要項に基づき、一定の基準を満たすか否かについて、実施する。 【試験項目】腕立伏臥腕屈伸
	人物試験	20点	社会性、積極性、表現力等について、集団面接を行う。
第3次試験	第1次試験日に実施		
	論文試験	20点	文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について、記述式による試験を行う。 【試験時間】90分
	第2次試験日に実施		
	人物試験	—	警察官として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて、適性検査を行う。
	人物試験	50点	社会性、積極性、表現力等について、個別面接を行う。
身体検査（2回目）	—	胸部疾患、その他の疾病の有無及び職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて、医師による検査を行う（検査項目別掲2）。	
資格調査	—	受験資格の有無、申込書記載事項の真否について、調査を行う。	

- (1) 論文試験は、第1次試験日に実施するが、第3次試験として評価するため、第2次試験合格者のみ採点する。
なお、第1次試験日に論文試験を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第1次試験は不合格とする。
- (2) 人物試験（適性検査）は、第2次試験日に実施するが、第3次試験として評価するため、第2次試験合格者のみ判定する。
- (3) 資格・技能（第1次試験で加点対象とされた武道・英語の資格等（別掲1）は除く。）、スポーツ大会出場歴については、第3次試験の人物試験（個別面接）の際に加点要素とする。
- (4) 第1次試験合格者は、教養試験及び資格加点の合計得点の高い順、第2次試験合格者は、第1次試験及び第2次試験の合計得点の高い順、最終合格者は、第1次試験、第2次試験及

び第3次試験の合計得点の高い順にそれぞれ決定する。ただし、次の表に掲げる基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

区分	試験種目	基準		
第1次試験	教養試験	・得点が配点の3割未満の場合		
第2次試験	体力試験（腕立伏臥腕屈伸を除く。）	①得点が配点の5割未満の場合 ②次の表に掲げる試験項目ごとの基準をいずれか一つでも満たさない場合		
		試験種目	基準	
			男性	女性
		握力	37kg以上	21kg以上
		上体起こし（30秒間）	12回以上	5回以上
		長座体前屈	27cm以上	31cm以上
		反復横とび（20秒間）	31回以上	27回以上
		20mシャトルラン（往復持久走）	18回以上	10回以上
		立ち幅とび	162cm以上	113cm以上
	体力試験（腕立伏臥腕屈伸）	次の基準を満たさない場合		
試験種目		基準		
	男性	女性		
	腕立伏臥腕屈伸	10回以上	4回以上	

なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

(5) 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点が同点の者がいた場合には、次の順序に従って最終合格者を決定する。

- ア 第3次試験・人物試験（個別面接）の得点の上位者
- イ 第2次試験・人物試験（集団面接）の得点の上位者
- ウ 第1次試験の合計得点の上位者

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

- 第1次試験合格者発表 5月17日（金）
- 第2次試験合格者発表 6月7日（金）
- 最終合格者発表 7月19日（金）

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに合格者に書面で通知する。また、合格者の受験番号は、山梨県ホームページにも掲載する。

7 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給（地域手当を含む。）は、大学卒の場合約221,500円（平成31年4月1日現在）である。

初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算される。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

8 その他

- (1) 勤務開始日については、原則として2020年（平成32年）4月1日とする。
- (2) 受験資格のうち、指定日までに学歴要件を満たすことができない者は、採用候補者名簿から削除する。
- (3) 教養試験の例題及び正答番号並びに論文試験の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとする。
- (4) 詳細は、「2019年度山梨県警察官採用試験A（第1回）案内」による。

別掲1 資格加点

(1) 加点の対象となる資格等

職種	区分	加点対象資格等
警察官A（男性）	武道	①柔道 2段以上（公益財団法人講道館認定） ②剣道 2段以上（一般財団法人全日本剣道連盟認定）
	英語	①実用英語技能検定 2級以上 ②TOEIC（公開テストに限る） 470点以上 ③TOEFL PBT 460点以上 CBT 140点以上 iBT 48点以上 ④国際連合公用語英語検定 C級以上
警察官A（女性）	英語	③TOEFL PBT 460点以上 CBT 140点以上 iBT 48点以上 ④国際連合公用語英語検定 C級以上

(2) 加点の方法

武道及び英語のそれぞれの区分において、加点対象資格等を有している受験者の当該資格等について、それを証明する書類（原本及び写し）により確認のうえ、第1次試験得点に一律に加点する。

なお、加点対象資格等は、申込書提出時まで取得済みのものに限り、第1次試験日に当該資格等について、原本による確認及び原本の写しを提出できない場合は加点しない。

(3) 資格等の確認書類

区分	加点対象資格等	確認書類（原本及び原本の写し）
武道	柔道	公益財団法人講道館が発行する柔道段位証書等
	剣道	一般財団法人全日本剣道連盟が発行する剣道段位証書等
英語	実用英語技能検定	合格証明書、PROOF OF EIKEN CERTIFICATION 又は Certificate
	TOEIC	Official Score Certificate 又は Official Score Report （団体特別受験制度（Institutional Program）のスコアは対象外）
	TOEFL	Examinee Score Report 又は Test Taker Score Report
	国際連合公用語英語検定	国際連合公用語英語検定認定証、合格証明書又は合格証

別掲2 身体検査項目及び合格基準

検査項目		合格基準	
		警察官A（男性）	警察官A（女性）
(1回目) 身体検査	身長 体重 関節及び五指の運動	160cm以上であること。 47kg以上であること。 職務遂行上支障がないこと。	150cm以上であること。 43kg以上であること。 職務遂行上支障がないこと。
(2回目) 身体検査	視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも矯正視力が1.0以上であること。	
	色覚	職務遂行上支障がないこと。	
	聴力	正常であること。	
	その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。	

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

株サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番